

サービス提供単位数、料金一覧（介護保険）

作成日
2026/3/1

◎介護保険を利用した訪問の場合

(1単位=¥10.21)

訪問者	訪問時間	介護度別の提供単位数	
		要支援1・2	要介護1～5
看護師	20分未満	303単位	314単位
	30分未満	451単位	471単位
	60分未満	794単位	823単位
	90分未満	1,090単位	1,128単位
	定期巡回・随時対応訪問看護と連携(1月につき)	要介護1～4	2,961単位
要介護5		3,761単位	
作業療法士	20分	284単位	294単位
	40分	568単位	588単位
	60分	768単位	795単位

◎加算・減算項目

(1単位=¥10.21)

加算・減算名	単位数	内容
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位/月	・計画的に訪問することになっていない緊急訪問を必要に応じて行う体制にある場合。
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	(Ⅰ):500単位/月	・特別管理加算Ⅰ:「気管カニューレや留置カテーテル等を使用している場合。」
	(Ⅱ):250単位/月	・特別管理加算Ⅱ:「在宅酸素使用や、真皮を超える褥瘡の状態にある場合。」
早朝加算	所定単位数の25%を加算	・午前6時～午前8時の時間に訪問した場合(一月以内で2回目以降の緊急訪問時)
夜間加算	所定単位数の25%を加算	・午後6時～午後10時の時間に訪問した場合(一月以内で2回目以降の緊急訪問時)
深夜加算	所定単位数の50%を加算	・午後10時～午前6時の時間に訪問した場合(一月以内で2回目以降の緊急訪問時)
初回加算	350単位/月 300単位/月	・新規訪問開始の際の初回訪問日、または区分変更(要支援⇔要介護の場合のみ)後の初回訪問日、または前回の訪問から2月以上空いた後の訪問再開日に算定。 ・退院日に訪問した場合350単位、退院日の翌日以降に訪問した場合300単位を算定。
退院時共同指導加算	600単位/回	・入院中若しくは入所中に、退院カンファレンス等の在宅生活における必要な指導が行われた場合。
ターミナルケア加算	2,500単位/死亡月	・死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)。
長時間訪問看護加算	300単位/回	・特別管理加算Ⅰ・Ⅱの状態にある利用者に対し、90分以上の訪問を行った場合。
複数名訪問加算Ⅰ・Ⅱ	(Ⅰ)30分未満:254単位/回 30分以上:402単位/回 (Ⅱ)30分未満:201単位/回 30分以上:317単位/回	・(Ⅰ):同時に2人の看護師が訪問を行った場合。 ・(Ⅱ):同時に看護師と看護補助者が訪問を行った場合。
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	(Ⅰ):6単位/回	・算定要件に該当する訪問看護事業所から訪問を受けた場合。 (看護師等の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上である場合はこちら)
	(Ⅱ):3単位/回	・算定要件に該当する訪問看護事業所から訪問を受けた場合。 (看護師等の総数のうち、勤続3年以上の者が30%以上である場合はこちら)
介護予防訪問リハビリテーション費の減算	1回(20分の訪問)につき 5単位の減算	・【要支援1・要支援2の方のみ】に適切 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問を開始した月から起算して、12か月を超えて利用した場合。(入院による中断があり、訪問看護指示書の内容が変更となった場合は、新たに利用開始したとして減算の適応はない)

◎介護保険適応外のサービスについて

項目	料金	内容
交通費	右記参照	・(公共交通機関利用時) 通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、実費を徴収する。 ・(訪問車利用時) 通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、¥30/kmを交通費として徴収
駐車料金	時価	・訪問に際し、有料駐車場の利用が必要で、頻回に訪問に伺う場合には駐車料金を徴収させていただきます。
吸引器	吸引器貸出:¥1000/月	・吸引器を貸出した場合に徴収します。
日常生活用具ほか	実費	・吸引チューブ、ガーゼ他の物品の提供については実費にて徴収します。
永眠時の処置代	¥11,000	・永眠時に死後の処置を行った場合、徴収します。